

戦後後期の国立公園制度の整備・拡充(1) : 1951年～1957年

MURAKUSHI, Nisaburo / 村串, 仁三郎

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / The Hosei University Economic Review

(巻 / Volume)

76

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

265

(終了ページ / End Page)

309

(発行年 / Year)

2008-09-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00004039>

【研究ノート】

戦後後期の国立公園制度の整備・拡充（1） —1951年～1957年—

村 串 仁三郎

目 次

はじめに

- 1 戦後後期の国立公園政策の新展開
 - (1) 戦後後期の国立公園行政の新展開
 - ① 国立公園行政の概要
 - ② 国立公園審議会・自然公園審議会の社会的性格
 - (2) 国立公園行政の実施と国立公園審議会の活動
 - ① 戦前型国立公園制度の継承
 - ② 国立公園の基本的政策の提起と自然公園法制定の準備
 - ③ 国立公園の新設・拡大, 国定公園の指定
 - ④ 国立公園の管理とレジャー・観光の施設整備
 - ⑤ 国立公園内の自然保護
 - ⑥ 自然公園法の制定
 - (3) 国立公園協会の活動
- 2 戦後後期の国立公園をめぐる自然保護運動（以下次号）
 - (1) 日本自然保護協会の発足
 - (2) 戦後後期の観光政策と国公立公園内の観光開発
 - (3) 戦後後期の産業政策と国公立公園内の産業開発

はじめに

本稿は、「敗戦直後における国立公園制度の復活（上，下）」⁽¹⁾の続きである。前稿では、敗戦の1945年から1957年の自然公園法制定までの戦後期の日本の国立公園制度のうち、戦後前期として1945年から1950年までの国立公園制度の復活過程を考察した。本稿は、戦後後期として1951年から1957年の自然公園法の制定までに、戦後に復活した日本の国立公園制度がどのように推移してきたかを考察するものである。

戦後後期は、敗戦後の混乱が一段落し、崩壊に瀕した日本経済を復興するために積極的な経済復興がおこなわれた中で、本格的な産業復興のための政策が準備され、着手されはじめた時期である。

戦後後期の国立公園制度は、戦後に復活した国立公園制度が、日本の政治経済の本格的な復興過程において、産業開発主義の進展の新しい波に曝さらされながら、一方ではレジャー・観光的な開発⁽²⁾をおこないつつ、他方では、国立公園内の自然破壊をとまなう電源開発、鉱山開発を許容することを迫られた。

そうした苦境の過程で、この時期の国立公園制度は、戦前からもっていた構造的な特質、安上がりの制度的体質、小さな財政、弱体な管理制度、レジャー・観光的利用の過剰といった弱点を克服できずに、国立公園の拡大・新設、国定公園の定着と新設、拡大を内容とする自然公園法という新たな法体系を準備したにもかかわらず、戦前に築いた国立公園制度の真の充実をはかることができず、量的な拡大に墮し、国立公園法が保持していた自然保護の機能を十分に果たすことができなかった。

この期の国立公園政策は、基本的に高度成長期にける自然破壊の誘導、またその後のレジャー・観光ブーム、そしてリゾートバブル期の自然乱開発を準備するものとなった。逆にいえば、この期の国立公園政策は、高成長期、レジャー・観光ブーム、そしてリゾートバブル期の自然破壊、自然

の乱開発を阻止する法的な制度的体制を作り出すことができず、自然保護の十分な役割を果たす制度を構築できなかったのである。

もとより法律はあくまで法である。法を実態化するのには、国民の意識、政治力であって、国立公園法、自然公園法のもつ自然保護の精神を国民が最大限活用し、法に新たな生きた精神を吹き込むことによって、法がもつ精神をそれ以上に発展、活用することである。

戦後の国立公園制度においては、そのようにはならなかった。そうできなかった大きな原因は、本稿で分析するように、残念ながら国民の国立公園についての認識の弱さ、あるいは、国民の自然保護についての意識、運動の弱さにあったことは事実であったのである。

本稿は、そうした問題について検討する。

注

- (1) 拙稿「敗戦直後における国立公園制度の復活」(上, 下), 『経済志林』第75巻第4号, 第76巻第1号。ここで前稿の誤植の訂正をおこなっておきたい。

76頁の表2の注で、96頁のつぎに、『日本の国立公園』, 274頁を挿入されたい。92頁の表5の表記が「1974年」となっているが、「1947年」である。

- (2) 国立公園の目的に観光的な利用という指摘がなされ、国立公園の「国民の保健休養のための利用」は、「観光的利用」という概念で括られてきた。しかし厳密に言えば、国立公園の「国民の保健休養のための利用」は、観光的利用という概念ではカバーしきれない。景観観光, 温泉保養, 観光と一線を画するスポーツ, 山岳国立公園では、各種の山岳スポーツ(登山, スキーなど), 海岸の国立公園では、舟遊び, 釣り, 極めて多様な活動を含んでいるからである。

したがって私は、国立公園の「国民の保健休養のための利用」という概念をレジャーという概念であらわしてきた。拙稿「現代レジャーの概念」(『経済志林』第65巻第4号, 1998年3月)参照。観光という用語は、極めて狭い概念であって、レジャー概念に包括されているのであるが、国立公園論義の中では、レジャーを観光として扱われることが少なくない。私も、しばしば、利用のレジャー的側面を観光という用語ですますこともあるが、「レジャー・観光」という用語で示すのが原則であると指摘しておきたい。

1 戦後後期の国立公園政策の新展開

(1) 戦後後期の国立公園行政の新展開

① 国立公園行政の概要

戦後後期の国立公園行政は、敗戦直後の混乱期をへて、サンフランシスコ条約締結前後からGHQの干渉、影響から離れて、戦後の本格的な復興の過程で、日本独自の政策を展開しはじめた。国立公園行政当局は、新たに国立公園制度を整備し、前期に引き続きさらに新しく国立公園を新設し、あるいは既存の国立公園を拡大し、戦後前期の末に制定された国定公園制度を拡充し、多くの国定公園の新設選定、レジャー・観光のための国立公園施設の充実に取り組みはじめ、新たな国立公園制度制定、自然公園体系、自然公園法を準備し、高度成長期の国立公園制度の展開を準備した。

はじめに国立公園行政を概観しておこう。

日本政府は、戦争直後の荒廃を克服し、戦後後期の国立公園政策を基本的に規定していった経済・産業政策を積極的に立案し実施していった。

1950年5月26日に政府は、国土総合開発法を制定し、産業開発総合政策を立案し、その中で、全国総合開発計画、地方総合開発計画、都道府県総合開発計画、特定地域総合開発計画、の開発計画の設定をうたい、特定地域総合開発計画による電源開発計画、鉱山開発計画の策定を導いた⁽¹⁾。

国立公園内の自然破壊に直結する開発計画としては、例えば電源開発についてみれば、日光国立公園の景勝地・尾瀬ヶ原を対象として含む只見川電源開発計画、吉野熊野国立公園の景勝地・北山川の電源開発計画を対象として含む熊野川総合開発計画、大雪や阿寒の国立公園内の北海道電源開発計画、中部山岳国立公園の最景勝地の黒部を対象として含む黒部電源開発計画、その他、など目白押しであった。

敗戦の混乱から復興し、日本経済を再興するために、何より電力不足を

克服するために、電力産業を復興し電力生産に力を入れるのは当然であったが、その多くの計画が国立公園内のとりわけ風景にすぐれた貴重な自然風景地を含むものであったから、国立公園行政当局は、これらの計画に反対せざるをえなかった。

しかし戦後における経済復興優先の社会的雰囲気の中で、国立公園内の自然、風景を開発そして破壊から保護しようとする国立公園行政当局の政策は、必ずしも多くの国立公園で成功せず、開発を認めざるをえなかった。

後に詳しく検討するように、その象徴的な事例は、国立公園行政当局が、絶対反対であったにもかかわらず、認めざるをえなかった黒部第四ダム建設計画であった。北山川の場合も、長く時間はかかったが、幾分かの修正をへて電源開発計画は実現していった。大雪山山麓の層雲峡の電源開発計画も同じであった。

他方、電源開発計画を阻止した事例も存在した。上高地の上流に発電用ダムを建設する計画は阻止され、今も上高地と梓川上流の自然と景観を維持している。尾瀬ヶ原の電源開発計画も基本的に阻止しえた。

鉱山開発計画については、電源開発とやや異なっていた。国立公園内の鉱山開発は、おもに戦後不足した肥料の原料である硫安用硫黄の採掘を目的とした鉱山開発であった。硫黄鉱山の開発は、肥料不足の著しかった戦後に強引におこなわれた。1951年12月に国立公園行政当局、および自然保護団体の強力な反対にもかかわらず、雌阿寒岳頂上の硫黄鉱山の経営が認可されてしまった。

しかし1960年代に入って石油や銅鉱石製錬の脱硫装置の開発で、硫黄供給が豊富になると、国立公園内の硫黄鉱山は衰退した。そのため、国立公園内の硫黄鉱山問題は、短期的に終了した。

国立公園のレジャー・観光的な利用のための開発は、戦後後期から政府によってすすめられた観光政策の展開とあいまって、積極的に展開された。多くが戦前から計画されていた開発計画に基づくものであったが、戦後の経済復興の過程で、レジャー・観光にたいする国民的な欲求が増大し、国

立公園内外の観光開発，アクセス道路の建設，観光施設の建設が大々的に進められはじめた。

国立公園の目的に国立公園の国民的な利用が掲げられていたから，国立公園内のレジャー・観光開発には必ずしも明確な歯止めがかからず，済し崩し的に開発がすすみ，高度成長初期の1960年代の国立公園内の自然破壊をもたらすことになった。

戦後後期は，自然公園法のもとでの国立公園内のレジャー・観光開発の序曲の段階であり，大きな矛盾はまだ十分に表面化せず，大々的な自然破壊の準備期であった。

注

- (1) 国土総合開発法については，経済安定本部『国土総合開発計画の経過と概要』，1958年，を参照。

② 国立公園審議会・自然公園審議会の社会的性格

戦後後期の国立公園行政について検討する前に，国立公園政策を左右した国立公園審議会・自然公園審議会の社会的性格について検討しておきたい。国立公園法によれば，国立公園政策の基本計画を作成するのは，政府首脳，厚生大臣，国立公園行政首脳が選任する国立公園審議委員会，自然公園審議委員会であった。したがって時々の政府首脳，厚生大臣，国立公園行政首脳が，如何なる人物をその委員に選任するかによって，国立公園政策の基本的方向が左右されてくるのは当然である。

であるから実施された国立公園政策を具体的に検討する前に，この期の国立公園審議会，自然公園審議委員会が如何なる委員たちによって構成され，全体として各審議会がどのような社会的性格をもっていたかを分析しておくことが必要である。

分析手法は，前稿と同じであるが，分析の結論から指摘しておけば，表1に示したように，1951年の国立公園審議会委員，1957年の自然公園審議

表1 国立公園関連審議委員の構成推移

（％）

	1949年 国立公園委員会	1951年 国立公園審議会	1957年 自然公園審議会
現役官僚	23.9	32.5	28.8
元官僚	15.2	32.5	33.3
小 計	39.1	65.1	62.2
政治家・実業家	15.2	16.2	22.2
学者・文化人	32.5	16.2	15.5
尾瀬保存期成同盟参加者	32.6	25.6	20.0
日本自然保護協会参加者	32.6	23.2	20.0
合 計	100.0	100.0	100.0

注 表2-7から作成。

会委員は、極めて特徴的な傾向をもっていたということである。

すなわち、各審議会の委員は、第1に、官僚系の比重が大幅に増加してきていることである。それぞれの審議会は、全体として現役官僚、元官僚と併せた官僚系が多くを占め、国立公園行政にける官僚系主導の体制が著しく強まったことである。

1951年の国立公園審議会の場合は、委員の内、32.5%が現役官僚であり、元官僚も32.5%であり、両者を併せると65.1%にもなる。1957年の自然公園審議会の場合は、現役官僚が28.8%、元官僚が33.3%で、やや現役官僚の比重が下がってはいるが、全体として官僚系は62.2%で、依然官僚系の比重が圧倒的に高い。

こうした傾向は、1949年の国立公園中央委員会の場合と比較して、いっそう強まってきていることが明瞭である。すでに前稿で指摘したように、戦前以来、国立公園委員会も、また国立公園行政も官僚系主導であったが、こうした傾向は、戦後前期にいっそう強まった。すなわち1949年の国立公園中央委員会委員のうち、表1に示してあるように、官僚は23.9%であり、元官僚は15.2%で、両者あわせた官僚系はすでに39.1%であった。

官僚系委員は、1949年の39.1%、1951年の65.1%、1957年の62.2%と急増したのである。官僚系主導の審議会は、当然政府の方針、政策を容易に汲み取る体質をもつことになり、後に具体的にみるように、当然、旧習墨守

の審議会を構成し、政府の方針に対抗して新しい革新的な国立公園制度を構築しようとする意欲ある体質を失っていったことが読み取れる。

第2に、官僚系が増加した反面、学者・文化人委員の比率は、戦後前期1949年の国立公園中央委員会の場合、32.5%とかなり高かったが、1951年の国立公園審議会では16.2%、1957年の自然公園審議会では15.5%と半減している。

しかも、戦後前期の学者・文化人の委員は、進歩的かつ自然保護重視者が多かったことを想起すると、戦後後期における学者・文化人の激減は、審議会の体質が、保守的かつ開発重視、自然保護軽視の傾向を強めていったことと無縁ではないことがわかる。

このことは、戦後後期の審議会委員の中で、尾瀬保存期成同盟や日本自然保護協会への参加者が、減少していることにもはっきりと現われている。表1に示されているように、1949年の国立公園中央委員会の委員には、尾瀬保存期成同盟や日本自然保護協会への参加者がともに32.6%も存在し、過半には達しなかったが大きな発言力を発揮していた。しかし1951年の国立公園審議会では、尾瀬保存期成同盟への参加者が25.6%、日本自然保護協会への参加者が23.2%に減少し、さらに1957年の自然公園審議会では、尾瀬保存期成同盟、日本自然保護協会への参加者がともに、20%に落ち込んでいるのである。

第3に、政治家・実業家の比重は漸増している。政治家・実業家の比重は、1949年の国立公園中央委員会では、15.2%であったものが、1951年の国立公園審議会では、16.2%、1957年の自然公園審議会では22.2%に漸増している。この点でも、保守的で体制的な政治家、実業家の増加は、官僚主導の審議会の体質を補強し、官僚系の増加と同じように、国立公園のレジャー・観光開発、電源開発、鉱山開発に好意的な勢力の増大を意味していた。

以上のように、各審議会は、戦後後期に入って、官僚主導を強化し、政府と一体となって、戦後復興と経済開発主導の政策に則って、国立公園政

策を作成し、実施していく体質を形成していることが読み取れる。

こうした傾向をさらに各審議会について具体的にみておこう。

表2～表5は、1951年国立公園審議会委員、1957年自然公園審議会委員の略歴構成を示したものである。

1951年国立公園審議会の社会的性格については、すでに一般的な傾向については表1に示したとおりである。ここではさらに詳しい内部的な傾向について分析しておこう。表2、表3に示したように、1951年の国立公園審議会の委員では、現役の官僚は、各省の局長クラスの高級官僚14名で、全体の委員の32.5%を占めている。国立公園政策に関連する厚生省、文部省の官僚は、併せて3名にすぎず、残りの、開発に熱心な総理府、通産省、建設省、運輸省、経済安定本部などは6名で、安上がり国立公園財政のお目付け役、管財局長がどっしりと居座っている。

1957年の自然公園審議会委員の現役官僚は、厚生省3名、文部省1名であり、開発に好意的な官僚、総理府1名、通産2名、建設2名、運輸1名、の6名であり、それに大蔵1名で、1951年と大きな変化はない。

学識経験者として選出された人たちのうち、カテゴリー「学識経験者1」として示した元官僚出身者人には、若干の変化がみられる。1951年の国立公園審議会の元官僚は、一応国立公園行政に理解ある人たちであった厚生省関係は5名、そのうち自然保護に熱心な委員が、田村剛、折下吉延、関口泰などがいた。自然保護に熱心だった文部省元官僚は1名であった。しかし1957年の国立公園審議会の元官僚では、自然保護に熱心だった元文部官僚1名（関口泰）がないなくなった。

またカテゴリー「学識経験者2」として示した政治家・実業家では、1951年には、岸衛、松方義三郎などが自然保護に熱心な委員たちがいたが、開発に熱心な東宝社長渡辺鉄蔵、東武鉄道社長根津嘉一郎、秩父セメント諸井貫一、帝国ホテル社長犬丸義一などトップ経営者4名がいた。

1957年には、トップ経営者は、この4名に加え、浜口雄彦（銀行家）、樋口重雄（日本鉱業会副会長）、松根宗一（日本電気連合会常務理事）など

表2 1951年国立公園中央審議会委員一覧（昭和26年11月任命）

氏名	略歴（当時役職）	尾瀬保護期成同盟に参加○	日本自然保護協会参加○
会長 下村宏 政府系委員14名 剣木亨弘 内田常雄 森田孝 宮崎太一 森本潔 山口正義 渋谷操一 間島大治郎 始関伊平 横川信夫 松田太郎 豊島陸 安芸皓一 菊池明	元通信省官僚，元拓大学長 総理府官房副長官 大蔵省管財局長 文部省文化財保護委員会事務局長 厚生省事務次官 厚生省国立公園部長 厚生省衛生局長 建設省管理局長 運輸省観光部長 通産省資源局長 農林省林野庁長官 総理府公益事業委員会事務総長 総理府土地調整委員会事務局長 経済安定本部資源調査会事務局長 建設省道路局長		
学識経験者1 今道潤三 葛西嘉資 藤原孝夫 田村剛 金森誠之 亀山孝一 折下吉延 平山孝 吉阪俊蔵 吉江勝保 津田正夫 関口 泰 東竜太郎	厚生省事務次官（'48年） 元厚生省官僚，日赤副社長 元厚生省官僚，国立公園協会囑託 厚生省囑託，国立公園専門家 元内務省官僚，河川技師 元内務省官僚 元宮内庁技師，造園家 大蔵省主計局給与課長（'50） 農商務省，戦後内務省社会局長 元内務省官僚，山梨県知事 元内務省社会局官僚，新聞協会事務局長 元文部官僚，公教育学者 元東大教授，元厚生省官僚，日本体育協会会長	○	○
学識経験者2 藤山愛一郎 岸 衛 渡辺鏡蔵 根津嘉一郎 松方義三郎 諸井貫一 犬丸徹三	衆議院議員 国立公園施設協会会長 元東大教授・議員，東宝社長 東武鉄道社長 共同通信，登山家 秩父セメント社長 帝国ホテル支配人	○	○
学識経験者3 楠木外岐雄 岸田日出刀 田中啓爾 辻村太郎 本田正次 三浦伊八郎 坂西志保 浜野規短雄 幹事省略	東大教授（動物学） 東大教授（建築学） 立正大学教授（地理学） 東大教授（地理学） 東大教授（植物学） 元東大教授（林学）日本山林会理事長 評論家 不明	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○

注 『国立公園』No.24, 1951年11月, ウェブ・サイトその他, 文献を参照して作成。

表3 1951年国立公園中央審議会委員の経歴・職歴別構成

役 職	人員	%
現役官僚	14	32.5
総理府	3	
厚生	2	
文部	1	
農林	1	
通産	1	
建設	2	
運輸	1	
大蔵	1	
安本	1	
学識経験者 1		
元官僚	14	32.5
厚生	5	
内務省	5	
文部	1	
大蔵省	1	
宮内	1	
通信	1	
現役官僚+元官僚	28	65.1
学識経験者 2	7	16.2
国会議員・政治家	1	
実業家	6	
学識経験者 3	7	16.2
学者・大学教授（元を含む）	6	
評論家	1	
不明	1	
合 計	43	100.0
尾瀬保存期成同盟参加者	11	25.6
日本自然保護協会参加者	10	23.2

注 表2より作成。

表4 1957年自然公園審議会委員一覧（10月1日設置）

氏名		尾瀬保存期成 同盟参加	日本自然保護 協会参加
会長 下村宏	元通信省官僚，元拓大学長		
現役官僚			
藤原節夫	元保守党役員，総理府総務副長官（'57年）		
村田繁	？		
北島武雄	大蔵省官僚，国税局長官（'57年）		
岡田孝平	文部省官僚，文化財保護委員会事務局長（'57年）		
田辺繁雄	厚生省官僚，厚生省事務次官（'58年）		
大山正	厚生省大臣官房国立公園部長（'57-59）		
山口正義	厚生省衛生局長		
石谷憲男	農林省官僚，林野庁業務部長（'52-54年）		
福井政男	通産省官僚，鉱山局長（'60年）		
小出栄一	通産省官僚，公益事業局長（'58年）		
細田吉蔵	運輸省官僚，観光局長（'57年）		
町田稔	建設省官僚，計画局長（'57年）		
富樫凱一	建設省官僚，道路局長（'55-60年）		
学識経験者1			
元官僚			
下村宏	元通信省官僚，元拓大学長		
石神甲子郎	元厚生省・国立公園官僚		
葛西嘉資	元厚生省官僚，日赤副社長		
藤原孝夫	元厚生省官僚，国立公園協会嘱託		
浜野規矩雄	元厚生省予防衛生局長，藤楓協会理事		
児玉政介	元厚生省官僚事務次官，元秋田市市長		
田村剛	元国立公園官僚	○	○
足立収	元内務省神社局官僚		
吉坂俊蔵	元戦後内務省社会局長		
金森誠之	元内務省官僚，河川技師		
折下吉延	元宮内庁技師，造園家	○	○
平山孝	元運輸省官僚		
安芸皓一	元安本資源調査会事務局長		
西尾寿男	元運輸省官僚，鉄道弘済会理事長		
磯田好裕	元大蔵官僚		
東竜太郎	元東大教授，元厚生省官僚，日本体育協会会長		
学識経験者2			
政治家・実業家			
山縣勝見	元厚生大臣（'52-54），政治家		
根津嘉一郎	東武鉄道社長		
浜口雄彦	銀行役員		
諸井貫一	秩父セメント社長		
松方三郎	共同通信，登山家	○	○
大丸義一	帝国ホテル支配人		
渡辺鉄蔵	元東大教授・議員，東宝社長		
樋口重雄	日本鉱業協会副会長（'67年）		
松根宗一	日本電気連合会常務理事		
岸衛	国立公園施設協会会長	○	○
学識経験者3			
学者・大学教授			
鍋木外岐雄	東大学教授（動物学）	○	○
田中敬爾	立正大学教授（地理学）	○	○

辻村太郎	東大教授（地理学）	○	○
本田正次	東大教授（植物学）	○	○
三浦伊八郎	元東大教授，日本山林会理事長	○	○
谷口吉郎	東工大教授（建築家）		
福島慶子	評論家		
幹事（省略）			

注 『自然保護行政のあゆみ』，484-5頁，その他，資料から作成。

表5 1957年自然公園審議会委員の経歴・職歴別構成

役 職	員数	%
現役官僚	13	28.8
総理府	1	
厚生	3	
文部	1	
農林	1	
通産	2	
建設	2	
運輸	1	
大蔵	1	
不明	1	
学識経験者1元官僚	15	33.3
厚生	6	
内務	3	
逓信	1	
安本	1	
運輸	2	
宮内	1	
大蔵	1	
現役官僚+元官僚	28	62.2
学識経験者2	10	22.2
国会議員・政治家	1	
実業家	9	
学識経験者3	7	15.5
学者・大学教授，評論家		
林学	1	
建築学	1	
植物学	1	
動物学	1	
地理学	2	
評論	1	
合計審議会委員数（臨時含む）	45	100.0
1949年国立公園審議会委員		
1951年国立公園審議会委員		
尾瀬保存期成同盟参加	9	20.0
日本自然保護協会参加	9	20.0

注 幹事は，官僚なので省いた。表3より作成。

表6 新1949年国立公園中央審議会委員一覧

氏名	経歴 当時役職	尾瀬保存期成同盟参加○	日本3自然保護協会参加○
会長 諸井貫一 現役官僚	秩父セメント社長		
葛西嘉資	厚生省事務次官（1948—50年）		
三木行治	厚生省公衆衛生局長		
森本潔	厚生省国立公園部官僚		
井上清一	旧内務省官僚，内閣官房副長官（'50年）		
武内征平	通産省官僚，通産省資源庁長官（'50年）		
徳永久治	通産省官僚，通産省雑貨局長（'51年）		
間島大治郎	運輸大臣官房官僚，観光局長（'51年）		
横川信夫	農林省林野庁官僚，林野庁長官（'51年）		
佐野憲次	農林省官僚，内閣土地調査委員（'51年）		
渋江操一	建設省官僚，建設省管理局長（'51年）		
菊池明	建設省官僚，建設省道路局長（'50年）		
田村剛	厚生省囑託	○	○
学識経験者1 元官僚			
折下吉延	元宮内庁技手，造園家	○	○
金森誠之	元内務省官僚，河川技師		
津田正夫	元内務省社会局官僚 日本新聞協会事務局長		
吉坂俊蔵	元内務省官僚，商工中金理事長		
横田巖	元運輸省官僚，日本交通公社理事		
武部英治	元運輸省官僚，全日本観光連盟理事長	○	○
東竜太郎	元東大教授・厚生省官僚，日本体育協会会長		
諸井貫一	秩父セメント社長		
関口泰	元文部官僚，公民教育学者	○	○
勝俣稔	衆議院議員，元厚生官僚		
学識経験者2 政治家・実業家			
浅尾新甫	日本郵船会長		
犬丸徹三	帝国ホテル支配人		
根津嘉一郎	東武鉄道社長		
栃木嘉郎	元貴族院議員，九州造船代表		
松方義三郎	同盟通信編集局長，登山家	○	○
渡辺鏡蔵	元東大教授・議員，東宝会長		
岸 衛	国立公園施設協会会長	○	○
学識経験者3 学者・大学教授			
鍋木外岐雄	東大教授（動物学）	○	○
岸田日出刀	東大教授（建築学）		
谷川徹三	法政大学教授（哲学）	○	○
武田久吉	元大学教授（植物学），日本山岳会会長	○	○
辻村太郎	東大教授（地質学）	○	○
本田正次	東大教授（植物学）	○	○
三浦伊八郎	元東大教授（林学），日本山林会理事長	○	○
雨宮育作	東大教授（農水産学）		
田中啓爾	立正大学教授（地理学）	○	○
田部重治	東洋大学教授（英文学），登山家		
賀川豊彦	社会運動家		
石井満吉	洋画家，日本芸術院会員		

岡田賢治郎 村井米子 吉屋信子 吉田晴一 西崎恵	(別名紅陽), 写真家, 日本観光写真連盟会長 作家, 登山家 作家 不明 不明	○	○
--------------------------------------	--	---	---

注 『自然保護行政のあゆみ』, 483-4頁, ウェブ・サイト, その他文献を参照して, 新たに作成。

表 7 1949年国立公園中央審議会委員の経歴・職歴別構成

当時役職・元官僚	人数	%
現官僚	11	23.9
厚生	3	
内務	1	
運輸	1	
農林	2	
建設	2	
通産	2	
学識経験者 1 元官僚	7	15.2
厚生	1	
宮内庁	1	
内務 (旧内務省)	3	
運輸	2	
農林		
建設		
現官僚+元官僚	18	39.1
学識経験者 2		
国会議員	(1)	
実業家	7	15.2
学識経験者 3		
学者・大学教授	10	21.7
文化人	5	10.8
不明	2	6.5
合 計	46 (1)	100.0
尾瀬保存期成同盟会員	15	32.6
日本自然保護協会参加	15	32.6

注 表 5 より作成。幹事は, 官僚なので省いた。
() は重複分。

3名が増え、7名になった。これは、審議会の中で開発を重視する勢力が増加したことを象徴している。

またカテゴリー「学識経験者3」に示した学者・文化人は、1951年には8名おり、不明者をのぞき総て自然保護に熱心な7名であったが、1957年には全体が7名となって、そのうち自然保護に熱心な学者・文化人が5名に減った。

以上のように、戦後後期の審議会は、敗戦後の民主化、反体制の雰囲気之急激に薄れていく社会状況を反映して、官僚主導、政府寄りの体制、それゆえ開発重視、自然保護軽視の体制を強めていったと指摘できる。

(2) 国立公園行政の実施と国立公園審議会の活動

① 戦前型国立公園制度の継承

戦後後期の国立公園行政当局は、戦後前期に復活した安上がりの戦前型国立公園制度を継承しさらに維持した。具体的には、国立公園制度における国立公園の小さな財政、脆弱な国立公園行政機構、とくに地方の国立公園の管理要員をほとんどもない国立公園管理機構、レジャー・観光の開発の重視、国立公園の量的拡大、自然保護への手抜きなどの体質を継承、維持した。

国立公園審議会・自然公園審議会も、当然そうした行政の方向にそって活動した。

安上がりの戦前型国立公園制度の継承、維持は、まず第1に、表8に示したように、小さな国立公園関係予算をみれば銘々白々である。

表8で明らかのように、戦後後期の国立公園関係予算は、相変らず少額であった。必ずしも資料が明確ではないが、『自然保護行政のあゆみ』の提示している自然公園等管理費は、1953年、1954年の突出した7000万円台を例外とすれば、1951年から1957年まで、3000万円台を基本的傾向としている。

この費用は、戦後前期の1948年1390万円、1950年2496万円台⁽¹⁾と基本

表8 国立公園予算の規模と推移

単位万円

年次	自然公園等管理費a	国立公園等施設整備b	a + b
1950年	2,496		
1951	3,747		
1952	4,253		
1953	7,731	1,128	8,859
1954	7,022	1,206	8,228
1955	3,088	3,982	7,070
1956	3,373	7,450	10,823
1957	3,645	5,476	9,121
1958	3,794	7,453	11,247

注 『自然保護行政のあゆみ』,490-1頁から作成。

的に変わらず、戦後後期にも、小さな国立公園予算であることがわかる。国立公園関係は、国民公園、温泉関係の予算を含んでおり、実際の国立公園予算より多目であるが、その中心はおおよそ国立公園部の予算と考えて差し支えない。

ただし『日本の国立公園』も指摘しているように、1951年度の国立公園部の予算は、3747.6万円であるが、そのうち国立公園分は2396万円で、国立公園部の予算の63.9%であり、「国立公園の予算がいかに僅少」⁽²⁾であるか、想像に難くない。

その後の直接的な国立公園予算も、自然公園等管理費の64%程度（3000万の64%は、1920万円、4000万円の64%は、2560万円）とみて差し支えないであろう。

小さな国立公園予算は、脆弱な国立公園行政機構をも意味している。第2に、安上がりの戦前型国立公園制度の継承、維持は、国立公園部の行政管理要員が、戦後前期の水準をほとんど越えていない少なさによって明らかである。

詳しい雇用要員についてはデータが不足しているが、『日本の国立公園』、『自然保護行政のあゆみ』などの指摘を総合すれば、この期の国立公園行政管理要員は、ほぼ40名程度である。

表9 国立公園部要員（1951年）

職 種		人 数
厚生事務官		16
厚生技官		15
雇員		20
傭人		24
計		75
内訳		
国立公園	厚生事務官	13
	厚生技官	9
	雇員	17
	(事務)	(9)
	(技術)	(8)
	傭人	2
計	41	
国民公園	厚生事務官	3
	厚生技官	6
	雇員	3
	(事務)	
	(技術)	
	傭人	22
	(園丁)	(20)
	(巡視)	(2)
計	34	

注 『日本の国立公園』, 90頁から作成。

すでに指摘したように、戦後前期の純粹の国立公園管理要員は、1949年に33名（国民公園その他は43名）、1950年には、本省の国立公園管理要員41名、現地管理要員39名、公園温泉関係が34名であった⁽³⁾。

表9によれば、1951年には、国立公園管理要員のうち、国立公園部の要員が39名、国民公園の要員が32名、計71名である。現地管理要員は不明であるが、1958年には、40名の定員化がおこなわれたようである。

国立公園行政も、時として可變的であり、とくに各地の国立公園の管理要員に関連する政策は、僅かながらしばした变化した。とくに各地の国立公園の管理を少しでも強化しようとするれば、各地に管理要員を派遣しなければならない。戦後前期にアメリカ型の国立公園を想定して地方の国立公園管理を強化する問題が提起されたが、日本政府はこれを拒否して、僅か

に戦前からの地方自治体に管理を委託する政策を維持してきた。それでも主要な国立公園の管理については、少しは国立公園中央機関による管理をおこなおうとする政策が提起された。

例えば、1950年に、経常の要員に加えて、国立公園の直接的管理のために「国立公園保護費として関係費用（賃金三七名分）が計上され、管理職員を配置することが可能になったが、実際は保護費（賃金）を関係道県に支出し、一方道県は国立公園内の有識者、自然の愛好家に管理業務を委託したのが実態であった。」と指摘されている⁽⁴⁾。

つまり地方の国立公園管理のために、1950年に37人分の予算を計上したが、これは、国立公園部の管理要員としてでなく、「国立公園保護費」として関係道県に費用を支出し、道県が「国立公園内の有識者、自然の愛好家に管理業務を委託」させるといふものにすぎなかった。それでもこの面での国立公園予算は増えたことには違いないが。

1951年にそうした各地の国立公園保護要員は、予算上50名分に増額され、また1953年には、年間雇用47名、半期雇用27名に増加し、年間平均要員60名程度となったが、地方自治体に委託するにすぎなかった⁽⁵⁾。

ただし1953年には、主要な国立公園の集団施設の管理システムに変更が生じたため、国立公園部は、「一二名の公園技術者（大卒）を採用」した際に、「うち六名を現地に配属して、現地の管理員制度の初期の姿」を「誕生」させた⁽⁶⁾。

1954年には、5地区の国立公園に2名の常勤を配置したが、しかし1955年に「一部の集団施設地区の管理を道県に委託趣旨で管理委託費が計上、前記の国立公園管理員の一部は道県の委託技師となった」り、相変らず国立公園中央行政機関による各地の国立公園の直接管理を放棄する傾向を克服することができなかった⁽⁷⁾。

ともあれ、日本の国立公園行政管理要員の貧弱さは、戦前から各地の国立公園管理要員を本質的にもたないことから生じている。それはまた、戦後前期に地方の国立公園管理を中央機関でおこなうというアメリカ型の国

立公園管理が拒否されたことから必然的に生じた制度的特質である。

国立公園予算のうち、国立公園の施設整備費があるが、表8に示したように、この額も実に僅少である。それでも1955年から国立公園の施設整備が少しずつ進展し、その費用は、国立公園管理を上回って増加しているが、しかしいたした額ではない。

国立公園予算を極力少額に抑える政策理念は、戦前からの国立公園政策の理念であって、国立公園の利用のための施設整備は、極力政府がおこなわず、できれば他の政府機関、地方自治体、民間によってもおこなうことが望まれたからである。この点は、後に国立公園のための観光開発の項でもう一度みることにしよう。

さて以上のように、戦後後期における日本の国立公園制度の安上がり体質は、小さな国立公園財政の特質によって証明される。これは、度々指摘しているように、アメリカの国立公園財政との比較によって明瞭となる。

例えば、1948年のアメリカ国立公園予算は、1012.8万ドル、邦貨になおして、単純に1ドル=360円として、36億円である。アメリカ国立公園予算は、日本の1955年3,088万円の116倍であり、つまり日本の予算はアメリカの100分の1以下である⁽⁸⁾。

国立公園の管理要員についてみても、アメリカの国立公園は、おもに各地の国立公園の管理要員であったが、例えば1946年に経常職員は、1795名、さらに臨時職員が1524名おり、計3319名を抱えている。日本の国立公園要員は、常勤ではアメリカの国立公園要員の2.8%、36分の1である⁽⁹⁾。何という小ささであろう⁽¹⁰⁾。

注

(1) 前掲『日本の国立公園』、286-7頁。

(2) 同上、102頁。

(3) 拙稿「敗戦直後における国立公園制度の復活（下）」、『経済志林』第76巻第1号、76頁。

(4) 前掲『自然保護行政のあゆみ』、105-6頁。

(5) 同上、105-6頁。

- (6) 同上, 106頁。
- (7) 同上, 106—7頁。
- (8) 飯島稔「アメリカの国立公園行政」、『国立公園』No. 3, 1949年1月, 23頁。
- (9) 同上, 23頁。
- (10) 東良三『アメリカ国立公園考』には, 1941, 1942年には, 国立公園従業員数は, 5145名, 4510名との指摘がある。淡路書房, 1948, 106頁。

② 国立公園の基本的政策の提起と自然公園法制定の準備

つぎにこの期の国立公園行政当局および国立公園審議会・自然公園審議会が提起したの国立公園にたいする基本政策をみておこう。

それは, 戦前・戦時の国立公園政策を基本的に継承することであり, 具体的には国立公園の拡大・拡充, 自然公園法, 自然公園体系の制定の準備であった。

国立公園行政当局は, 戦後後期に入る1951年4月9日の第6回国立公園審議会において, 森本潔国立公園部長により「国立公園整備運営要綱」を提出し, これまでの国立公園政策を確認し, 以後の国立公園の基本的政策を提起した。それは, あたかも1948年に国立公園中央委員会で「現下の情勢に即する国立公園施策」を提起したように, 戦後後期の国立公園の基本的政策を示すものであった。

「国立公園整備運営要綱」⁽¹⁾ は, つぎのようなものであった。

国立公園整備運営要綱

国立公園は, 昭和三十一年を目標に, 左記各項により指定施設の整備及び運営の改善をなし, その保護及び利用に遺憾なきを期するものとする。

記

一, 国立公園の指定

国立公園選定標準に照らし, 速かに厳正なる調査研究を遂げ, 国立公園の指定を行うと共に既指定の国立公園については, これを再検討して, 区

域の改善等を行い、国立公園の体系を整備する。

二、国立公園計画の決定並びに施設の整備

(1) 国立公園計画は、昭和二十七年度までにこれを決定する。

(2) 国立公園計画に基づく事業中、国立公園の保護及び利用上、差当り整備すべき施設、事業主体及び事業年度等を定め、昭和二十七年度以降五ヶ年計画を以つて之が整備を図る。

三、国立公園の管理

(1) 国立公園の区域中、集団施設地区等国立公園の利用上特に必要な土地は、国有地については、厚生省所管とし国有地以外の土地については必要あるときは、買収又は地上権の設定により国又は地方公共団体において使用し得る如く措置し、管理の徹底を図る。

(2) 施設の整備及び利用者の増加に伴い、自然景観の保護、施設の管理並に利用者の指導等のため、各国立公園毎に必要な管理機構を整備する。

四、国立公園に関する資料の整備

各国立公園につき、自然景観及び文化景観に関する科学上の諸調査を昭和二十七年度迄に一応完了する。

五、国立公園の利用促進

国立公園に対する国民の認識を深め、関係官庁及び団体等と相提携して、保健・休養・教化等の利用を促す。

六、国定公園については、すべて国立公園に準じて行うものとする。

以上のように、「国立公園整備運営要綱」は、基本的には戦後前期の基本政策を踏襲し、1952年度内に、国立公園施設整備5カ年計画を立案し、新しく国立公園施設整備に取り組むべきだと指摘した。

森本潔国立公園部長は、この要綱を公表した翌月号の『国立公園』誌で国立公園の整備運営要綱についてつぎのように詳しく解説した⁽²⁾。

第1に、多くの国立公園、国定公園の指定申請が出されている中で、「新指定については慎重を期する必要がある」こと、「既指定の国立公園につい

ても、自然保護の徹底、公園の利用及び産業開発の面から見て、その区域の決め方が不適當であると認められるものがあるから、区域の擴張又は縮少につき検討をすすめたい。」と指摘した。

この問題は、自然公園体系の問題にもからむが、「要綱」は、それをひとまず横において、国立公園の新たな指定には「厳正なる調査研究」（「要綱」の一）をへてことにあたるべきことを指摘した。

第2に、「国立公園計画の設定」については「速やかに確定」することを主張した。

第3に、国立公園「施設の整備」については、厚生省及び地元と協議のうえ作成した1952年以降5ヵ年計画を提起し詳論した。

この国立公園計画5ヵ年計画は、簡単にまとめれば、国立公園を「観光資源として開発利用」するため、第1に、重点的には日光、富士箱根の山中湖、中部山岳の上高地などの国立公園の利用基地となる様々な施設からなる集団施設に約14億円、第2に、公園内の単独施設に約7億円、第3に歩道に約3億円、第4に車道に52億円、合計約78億円を想定した。負担の内訳は、厚生省が6.5億円（1年間1.5億円）、建設省が25億円（1年約5億円）と見積もった。

もっともこの見積りは、実際に実行されたわけではなく、この点については後に再論する。

第4に、「国立公園の管理」について「必要な管理組織」の必要が指摘されているのみである。

以上のように、「国立公園整備運営要綱」は、戦後後期の国立公園政策の基本的方向を提起したものであった。

他方、国立公園行政当局は、こうした戦後後期の国立公園政策の一般的な基本的方向を提起しつつ、別途「自然公園体系の整備」の方針を提起した。戦後後期の国立公園の基本政策として重要なのは、国立公園を中心とした自然公園体系を法的に整備することであった。

1951年4月9日の第6回国立公園審議会において黒川厚生大臣は、国立

公園審議会（会長下村宏）に「自然公園の体系整備」について諮問をおこない、委員14名からなる特別委員会を組織した⁽³⁾。

黒川厚生大臣の諮問に際して森本潔国立公園部長は、諮問をだした理由を「全国に亘り国立公園，国定公園，都道府県立公園について自然公園体系として総合する必要」があるからだと説明した⁽⁴⁾。

森本は、「自然公園の体系整備」の必要について1956年6月の雑誌『国立公園』掲載の論文「国立公園行政の問題」の中で詳しく論じている。

森本が指摘しているように、「自然公園の体系整備」という問題は、「既に昭和十一年に第八回国立公園委員会において〈都道府県立公園法の制定〉につき政府に建議し、又同年第六九回帝国議会において〈道府県立公園根本方策確立に関する建議〉が採択され、更に昭和十六、七年の間、国立公園協会では〈国立公園道府県立公園増設に関する特別委員会〉を設置して、調査結果を発表して居り、かかる動きは国立公園運動の歴史と表裏して存在して居たのである。」⁽⁵⁾

そして森本は、「自然公園の体系整備」の直接的理由として、1938年に制定された「厚生省設置法に、国立公園及び温泉と並んで〈景勝地及び休用地〉に関し、国民の厚生のため調査を行い、これ等の普及発達及び利用の増進を図ること〉、〈国民の厚生のため、公園（都市計画上の公園を除く）〉に関し、調査を行い、その整備改善を図ること〉と規定」されていることを挙げている。

だから「自然公園の体制整備」は、この期の方針として初めて提起された問題ではなく、すでに戦前に提起されていたものなのである。しかも「自然公園の体系整備」は、1949年に国立公園法を改正して「国定公園の制度」が実態化してきていたのであった。

より重要なのは、この期に「自然公園の体系整備」をおこなおうとした理由である。森本は、第1に、その理由の背景に、国立公園およびそれにつぐ自然景観地を国立公園およびそれに準ずる自然公園地に申請、指定しようとする都道府県の動きを挙げ、行政当局がそれにある程度応えていこ

うとしたことを指摘している。

そして森本は、第2に、この期に「自然公園の体系整備」に踏み込んだ理由として、多くの都道府県が公園を「最近数年間に自然発生的に各都道府県が條を以って設定」してきており、それらは、法的な規制を欠き、「最重要な自然保護の取締と利用開発の施設整備が出来ない」という問題を指摘した。

こうした事情から森本は、「国立公園以外の自然公園の体系化につき根本的態度を確立して対処すべき時期に至った」と指摘している。とくに「国土の開発利用」を「生産的見地より見るべきではなく」「同時に国民の保健休養のための開発利用、観光産業の見地よりの利用、或は文化財保護に匹敵する貴重な自然科学財保存の見地よりも考慮されるべき」体制の構築を指摘したのである。

国立公園法制定時と同じように、ここにも一方では各地の自然公園乱立、そして乱開発の放置を規制する「自然公園法」制定の意図が読み取れ、また他方では、国立公園をふくむ自然公園を、自然保護のためにだけでなく、国民のレジャー・観光的利用に期するという国立公園制度の宿命的課題が潜んでいたことが読み取れる。この問題はひとまず横におき、後に詳しく検討することにした。

1951年7月11日に第7回国立公園審議会は、自然公園体系整備特別委員会による「自然公園の体系整備」についての答申をえた。その要点は、

- 「(1) 自然公園は、国指定若しくは認可区域とし、地域の景観の素質・規模により三種類とすること。
- (2) 自然公園の管理主体・費用の負担関係を明確にし、自然の保護・施設整備は国立公園法の趣旨によること。
- (3) 自然公園の設置については、保護・利用上必要最小限の面積とし、産業開発との調整を図り、利用上支障のないよう配慮すること。」であった⁽⁶⁾。

3点にわたる基本的な問題のうち、『自然保護行政のあゆみ』によれば、

(1) についての「審議に当り、都道府県立自然公園は、都市計画上の公園と混同しないよう適切なる名称を考慮すること。」と指摘したが、これは大きな問題ではなかった。

しかし(2)の問題にからんで、「都道府県立自然公園の指定は、地方自治の精神から、都道府県立自然公園の申請によること。国定公園及び都道府県立自然公園に対しても国庫補助を行うこと。」などが議論されたと指摘されている⁽⁷⁾。

国立公園行政当局は、明らかに中央政府の機関として「自然公園の管理主体・費用」を「国立公園法」に基づいて中央管理を主張したが、ここに指摘されているように、「都道府県立自然公園の指定は、地方自治の精神から、都道府県立自然公園の申請によること」が論議されており、中央と地方自治体との対立が見受けられる。

(3)の問題では、利用と保護の問題で、とくに開発をすすめる部局から自然保護を強化することが開発にブレーキをかけるとして審議会内で議論されたようである。

ともあれ、1951年11月16日の第8回国立公園審議会において、厚生大臣から「自然公園法案要綱」について諮問がだされ、制度特別委員会が組織されて検討をおこなった。そして1951年12月20日、第9回国立公園審議会には、制度特別委員会から「答申」が報告された。

その「答申」の要点は、「都道府県立自然公園は地方自治の立場から独自に指定すること。保存区(特別保護区)を国定公園、都道府県立自然公園にも設定すること。公園の名称から〈自然〉の文字を削除すること。」であった。⁽⁸⁾

その後、「自然公園法」案が起草されたが、しかし国会に上程されず、棚上げされたままであった。その理由について『自然保護行政のあゆみ』は、何故か明確な指摘をおこなっていない。察するに保存区(特別保護区)を国定公園、都道府県立自然公園にも設定することが、開発を阻害するとして開発部門から抵抗されたからではないか。

「自然公園法」案は、6年間の空白時間において、再び取り上げられ、国立公園審議会で制度特別委員会が組織され、委員を決めて、「法案」の審議が付託された。

自然公園法案は、審議においてつぎのような修正がおこなわれた。

1 「都道府県立自然公園の指定については、固有事務であるから、各条例の定めるところにより行い、特別地域の指定についても同様とするが、国の関係地方行政機関との協議をようすることとしたこと。」

2 「都道府県立自然公園に関して厚生大臣の助言勧告権を規定したこと。」

3 「国定公園について特別保護地区の制度を設け、都道府県立自然公園については設けなかったこと。」

4 「特別地域・特別保護地区の要許可行為の種類について整備したこと。」であった⁽⁹⁾。

要するに、論議は、国立公園当局の中央管理を制限しながら、その分を中央の「助言勧告」をおこなうことで妥協したということか。

そして1957年3月20日、第17回国立公園審議会は、「特別委員会」の報告を受けてそれを承認し、まず4月11日に参議院に上程され、その後5月18日に衆議院で緊急上程され承認された。自然公園法は、1957年6月1日に公布され、10月に施行された⁽¹⁰⁾。

注

(1) 『国立公園』No.18, 1951年5月, 26頁。

(2) 森本潔「国立公園行政の問題」, 『国立公園』No.19, 1956年6月, 5頁。

(3) 前掲同上, 『国立公園』No.18, 26-7頁。

(4) 同上, 27頁。

(5) 前掲森本潔論文, 『国立公園』No.19, 以下, 5頁。

(6) 前掲『自然保護行政のあゆみ』, 118頁。

(7) 同上, 119頁。

(8) 同上, 119頁。

(9) 同上, 119頁。

(10) 同上, 120頁。

③ 国立公園の新設・拡大，国定公園の指定

戦後後期の国立公園審議会の大きな活動の一つに，敗戦直後期の終りからはじまった国立公園の新設・拡大，国定公園の指定を引き続きおこなうことがあった。

さきに検討したように，国立公園行政当局は，1951年に入って自然公園体系の構築を試みたが，必ずしも思うように事態はすすまなかった。そのため国立公園行政当局は，自然公園体系の整備とはべつに，実質的に国立公園の新設・拡大，国定公園の指定をすすめた。

橋本龍伍厚生大臣は，1951年11月16日の第8回国立公園審議会にたいし，「自然公園法案要綱」について諮問をおこなったが，それと並行して「自然公園候補地の選定」についても諮問をおこなった⁽¹⁾。

1952年9月9日，第10回国立公園審議会において「答申」がだされた。その答申で以下の19地域が自然公園候補地として指名されたが⁽²⁾，なお議論不明確な面もあり，「これら候補地をそれぞれ国立公園または国定公園とするか，既設国立公園の拡張区域とするか，二つ以上の候補地を併せて一つの公園にするか今後調査のうえ決定すること，さらに，予め保護・利用計画案を提示することの意見が付された。」⁽³⁾

自然公園候補地の19地域は，以下のとおりである。

八幡平	但馬海岸	五島
三陸海岸	青海島須佐湾	天草
伊豆半島	秋吉台	日南海岸
伊豆七島	石鎚山	錦江湾
妙高戸隠	渭南海岸	屋久島
白山	博多湾松浦湾	
若狭湾	九十九島	

1954年6月21日，第12回国立公園審議会は，19の「自然公園候補地の公園指定・公園計画の決定について」の諮問を受けて，選定特別委員会，計画特別委員会が審議し，1954年8月24日，第13回国立公園審議会におい

て、「自然公園候補地の公園指定・公園計画の決定について」の答申を受けた⁽⁴⁾。

この答申によれば、19候補地について、

- (1) 単独の国立公園候補地として、三陸海岸、五島・九十九島、屋久島。
- (2) 富士箱根国立公園拡張区域候補地として、伊豆半島。
- (3) 国定公園候補地として、八幡平、伊豆七島、妙高戸隠、白山、若狭湾、但馬海岸、青海島須佐湾、秋吉台、石鎚山、渭南海岸、博多湾松浦潟、天草、日南海岸、錦江湾。

と決定した⁽⁵⁾。

なお各公園の名称については、富士箱根を富士箱根伊豆、三陸海岸を陸中海岸、但馬海岸を山陰海岸、青海島須佐湾を北長門海岸、石鎚山を石鎚、渭南海岸を足摺、博多湾松浦潟を玄海、五島・九十九島を西海、などとするのが適当であるとの意見が付された⁽⁶⁾。

なおこの答申については、まだ多くの問題が残されていた。

第1に、審議会では、すでに17国立公園が指定されているが、わが国を代表する景観がもっと多く残されているのではないかという意見が多くだされ、妥協案として20内外に増やすべきであるという意見にまとまったこと。

第2に、19候補地のうち11候補地が海岸風景を主体とするものであり、国立公園3候補地が海岸風景であり、これに否定的な意見もあったようであるが、わが国が四面環海であるから適当であるという意見に落ち着いたこと⁽⁷⁾。

その後、審議会は、1955年に、西海、陸中海岸を国立公園に指定し、屋久島は、霧島国立公園に併合される1964年まで指定を保留された。国立公園の地域拡充については、伊豆半島は、1955年に富士箱根国立公園に組み入れられ、富士箱根伊豆国立公園の一部となった。

また国定公園については、1955年に、若狭湾、日南海岸、北長門、秋吉台、石鎚、1956年に玄海が指定された。

こうして自然公園体系は、実質的に整備されていった。ただ問題は、拡大した自然公園体系の管理、施設を充実する体制を組めたか否かであるが、基本的に安上りの国立公園体制のもとで、結局、自然公園体系の整備は、十分な予算もつかず、観光化要求におされて国立公園、国定公園の粗製濫造となり、自然保護についても特別な施策をほどこすことなく、名目的なものに終わってしまった。

表10 国立公園の指定と拡大の推移

戦前の国立公園指定	(12)
1934年3月	瀬戸内海
1934年9月	霧島
	阿寒
	大雪山
	日光
	中部山岳
1934年12月	阿蘇
1936年2月	十和田
	富士箱根
	吉野熊野
	大山
1936年3月	雲仙
戦後前期（'45-50）	
国立公園指定	(5)
1946年11月	伊勢志摩
1949年5月	支笏洞爺
1949年9月	上信越高原
1950年7月	秩父多摩
1950年9月	磐梯朝日
国立公園の拡大	
1950年2月	吉野熊野（潮の岬追加）
1950年5月	瀬戸内海（鳴門、宮島地域追加）
1950年9月	日光（塩原、那須、奥鬼怒追加）
戦後後期（'51-57）	
国立公園指定	(2)
1955年3月	西海
1955年5月	陸中海岸
国立公園の拡大	
1953年9月	阿蘇（別府からの道路沿線追加）
1955年3月	富士箱根伊豆（伊豆地域追加、改名）
1956年7月	上信越高原（妙高、戸隠地区追加）
1956年7月	十和田八幡平（八幡平追加、改名）
1956年5月	瀬戸内海（六甲地域追加）
1956年7月	雲仙天草（天草地域追加）

注 『自然保護行政のあゆみ』付録資料による。

表11 国定公園の指定の推移

戦後前期（'45-50）	
1950年7月	耶馬日田英彦山
1950年7月	佐渡弥彦米山
1950年7月	琵琶湖
戦後後期（'51-57）	
1955年6月	若狭湾
1955年6月	日南海岸
1955年11月	北長門
1955年11月	秋吉台
1955年11月	石鐘
1956年6月	玄海

注 『自然保護行政のあゆみ』付録資料による。

注

- (1) 前掲『自然保護行政のあゆみ』, 113頁。
- (2) 同上, 114頁。
- (3) 同上, 113頁。
- (4) 同上, 114頁。
- (5) 同上, 115頁。
- (6) 同上, 115頁。
- (7) 同上, 115頁。

④ 国立公園の管理とレジャー・観光の施設整備

つぎに戦後後期の国立公園行政および国立公園審議会・自然公園審議会による国立公園の管理、施設、レジャー・観光施設開発についての政策をみておこう。

日本の国立公園制度は、安上がりの制度として制定されたため、国立公園の管理、施設、レジャー・観光施設開発を十分におこなう政策を施すことができなかった。とくに国立公園制定後に戦時体制に入ってしまったために、すべての点で国立公園の制度的な整備をはかることができなかった。

敗戦後の国立公園政策でも、安上がりの国立公園制度が維持され、GHQによる強力なアドバイスにもかかわらず、多額の費用をとまなう12国立公園のアメリカ型管理制度を採用することができなかった。

敗戦後の混乱からようやく立ち直って国立公園行政当局は、さきにみたように、1951年4月に「国立公園整備運営要綱」を公表し、国立公園の「施設の整備」、「各国立公園毎に必要な管理機構」の整備の必要を提起した。

しかし戦前来、各地の国立公園の中央機関による管理は放棄され、ごく僅かに地方自治体に管理を委託するシステムしかとれなかった。したがって戦後後期においても、国立公園の「施設の整備」、「各国立公園毎に必要な管理機構」の整備の必要をうたっても、その実施は極めて内容のともなわない、形だけのものにすぎなかった。

戦後後期の「各国立公園毎に必要な管理機構」については、すでに指摘したように、国立公園部で、40～50人程度の予算を組み、地方自治体に管理を委託するにすぎなかった。

ただし国立公園部による国立公園管理の新しい動きは、主要な国立公園に存在した共同施設の管理を、国立公園部が派遣する管理要員によっておこなうシステムをつくりだしたことである。

具体的には、1953年に、日光湯元、上高地、十和田休屋、支笏湖畔、大山寺の5集団施設に初めて中央機関から現地管理要員6名が配置された。その後、各国立公園の集団施設地区用地が林野庁からの移管されて、1954年3月には、支笏湖畔、日光湯元、上高地、河口湖、大山寺の5集団施設に国立公園部から2名の現地管理要員の配置が認められた⁽¹⁾。

各地の国立公園直接管理といってもこの程度なのである。

このほか、国立公園「施設の整備」についてみれば、ここでも大きな施設の整備がなされたわけではない。

国立公園の管理体制と同じように、国立公園の国民的な利用のための施設についても、一つは、さきに指摘したように、小さな国立公園財政では、戦前から十分な手当がなされてこなかった。もう一つ、それゆえに国立公園の施設は、他の公的機関、あるいは民間に任せて、国立公園行政による直接に整備されてこなかった。

さすがに、戦後後期に入って、国立公園行政当局は、国立公園にたいす

表12 国立公園部の国立公園施設整備5ヵ年計画

(1952年)

費目	額
1 集団施設	約14億円
2 単独施設	約7億円
3 歩道	約3億円
4 車道	約52億円
合計	約76億円

注 『国立公園』No.19,から作成。

る国民の要望にこたえるべく、1951年4月の「国立公園整備運営要綱」にそって、1952年から実施する国立公園整備5ヶ年計画を立案した。

この国立公園整備5ヵ年計画は、国立公園内の1、「集団施設」の充実に約14億円、2、単独施設の充実に約7億円、3、歩道の建設に約3億円、4、車道の建設に約52億円を用意した⁽²⁾。

1の「集団施設」は、「各公園の利用基地となるもので、富士箱根について言えば、山中・船津・精進・本栖・猪の頭、檜塚・元箱根・仙石原等の地に夫々十町歩乃至数百町歩の地区を画くして、苑地・歩道・運動場・上下水道・キャンプ場・キャビン・山小屋・集会所・管理所を整備し、一日数千人の探訪者を収容し、そこを基地として公園内を探勝させる施設」であった。

2の「単独施設」は、「公園内所要の地に点々と設けられた独立の広場・苑地・ロッジ・山小屋・休憩舎・展望舎」などであった。

3の「歩道」は、国立公園内の遊歩道の整備であり、4の「車道」の整備は、国立公園内外の道路建設、補修であった⁽³⁾。

この全体の事業は、「国・地方公共団体及び民間の三者共同」によるものであるが、国庫補助は「厚生省所管で」約6億5000万円（1ヵ年約1.5億円）、「建設省所管で」約25億円（1ヵ年約5億円）であり、国庫補助21.5億円を期待した⁽⁴⁾。

表8の国立公園予算にみるように、1952年から5ヵ年の「国立公園等施設整備費」は、合計1億9242万円、約2億円にすぎなかったから、「厚生

省所管の期待された計画額約6億5000万円（1ヵ年約5億円）は、ほんの僅かな少額しか実現していない。それでも6.5億円予算のうち、約2億円が支出されて、何とか主要国立公園の施設が整備された形跡が窺える。これは、これまでまったくインフラが整備されていなかった国立公園に基礎的な設備が整備されはじめたことを意味していた。

ちなみに、アメリカの国立公園施設の開発投資について指摘しておけば、イエローストーン国立公園1ヶ所で1947年から1951年の5ヵ年の建設維持費は、225.4万ドル、360円レートで単純換算しても、5ヶ年で約9.1億円に相当し、日本の国立公園施設への投資が如何に貧弱であるか明瞭である⁽⁵⁾。

なお国立公園施設整備5ヵ年計画（1952年）86億円の計上にたいし、後にもるように、国立公園協会が、議員懇話会に提起した国立公園施設整備計画の総額は、769億円という巨額なものであった。

その他の個々の国立公園に関するレジャー・観光施設の開発については、国立公園行政と別個に進展するが、この問題は、自然保護にかかわる観光開発の問題として後の節で詳論することにした。

注

- (1) 前掲『自然保護行政のあゆみ』、106頁、443頁。
- (2) 森本潔「国立公園行政の問題」、『国立公園』No.19、1956年6月、3頁。
- (3) 同上、3頁。
- (4) 同上、3頁。
- (5) Aubrey L. Haines, The Yellowstone story, Vol 2 , University Press of Colorado, p.482.

⑤ 国立公園内の自然保護

最後に戦後後期における国立公園行政当局の自然保護にたいする政策についてみることにしたい。

戦後後期の国立公園行政当局は、「国立公園整備運営要綱」でも指摘しているように国立公園内の自然保護にそれなりの注意をはらい、また自然保

護に心掛けてきたことも事実である。

国立公園内の自然保護と一口にいても事態は複雑である。国立公園内の自然保護は極めて重層的である。

国立公園内の自然保護とは、第1に、国立公園内における産業開発、具体的にはおもに電源開発計画、鉱山開発計画が提起された段階で、国立公園行政当局、および国立公園内の事業計画を審査、許認可する国立公園審議会、その後自然公園審議会が、それらの計画が国立公園の自然を破壊する恐れがあるものとして拒否し、あるいは部分的に修正を加えることである。さらに、不幸にも計画が実施された後に、自然に問題が生じれば、その問題を少しでも解決していくことである。

第2に、国立公園内の自然保護とは、国立公園行政当局がおこなうべき上記の活動と同時に、国民、政治家、学者・文化人たちが取り組むべき活動でもある。国立公園行政当局のおこなう自然保護の施策は、国民、政治家、学者・文化人たちによって圧力をかけられ、支持されなければ無力である。

第3に、国立公園内における国立公園の目的である「国民の保健、休養」のための種々な利用施設計画が提起された段階で、国立公園行政当局、および国立公園内の事業計画を審査、許認可する国立公園審議会、その後自然公園審議会が、それらの計画による国立公園内におけるの施設建設が、最低の水準をこえて自然を破壊する恐れがあるとして、計画を拒否し、あるいは部分的に修正を加えることである。

第4に、さらにこの点でも、単に国立公園行政当局がそれをおこなうだけでなく、国民、政治家、学者・文化人たちがそのために取り組むべき活動である。

とくに重要なことは、国民自身が、国立公園を利用するに際して、国立公園の自然を痛めつけ損傷したりして破壊しないように努めることであり、そのために、自然保護教育に取り組んだり、自然保護団体を組織して自然保護のために組織的に活動することである。こうした国民的な自然保

護の試みがなければ、自然保護は単なる絵餅ちにすぎなくなるであろう。

こうした観点から、あらためて戦後後期の国立公園行政当局に自然保護政策についてみれば、そこには重大な幾つかの問題が提起される。

戦後後期の国立公園行政当局は、第1に、国立公園内における産業開発、具体的にはおもに電源開発計画、鉱山開発計画についてはどのような政策をとり、国立公園内の自然を電源開発計画、鉱山開発計画から守ったであろうか。

この点について、具体的には次節で詳論するので、ここでは結論だけを簡単に指摘するにとどめる。すなわち、戦後後期の国立公園行政当局は、敗戦後の混乱を克服しつつ産業復興に本格的に取り組む政府の産業政策に即応して、国立公園内に計画された電源開発計画、鉱山開発計画にたいして、一方では国立公園内の自然を著しく破壊するものとして反対し、他方では、開発当局の圧力に屈して多くの計画を承認に追い込まれていった、ということである。

代表的な事例を列記しておけば、1951年6月に許可申請が提出された北海道の阿寒国立公園内に計画された雌阿寒岳硫黄鉱山の開発計画は、1957年9月10日に国立公園行政当局、国立公園審議会、あるいは尾瀬ヶ原保存期成同盟、さらに小さな勢力であったが一般市民の反対にもかかわらず、1951年11月に認可された。

電源開発についてみれば、多くの計画が提起されたが、1949年に提起された中部山岳国立公園内の黒部溪谷の第四発電所建設計画は、1946年に予備調査を開始し、1953年に実質的に計画立案され、1955年に許可申請がなされ、国立公園行政当局、国立公園審議会、日本自然保護協会、多くの市民の反対にもかかわらず、1956年に国立公園審議会は、大論争の後に開発計画に許可をだし、後立山連峰のど真中に巨大なダムを建設し、貴重な自然破壊に道をひらいた。

この発電計画の承認は、その後の各地の電源開発計画に大きな影響を与えた。熊野川総合開発計画にもとづく吉野熊野国立公園の最大の景観であ

る奥澗を含む北山川地域を水没させる電源開発計画も、1951年に許可申請が提出されて、長い論議の後に、1960年条件付で許可された。

1948年に提起された尾瀬只見総合計画による尾瀬ヶ原を水没させるダム建設計画は、幸い国立公園行政当局を先頭に、国立公園審議会、あるいは尾瀬ヶ原保存期成同盟、多くの市民の反対運動のお陰で回避された。また1954年に提起された中部山岳国立公園の人気景地、上高地の梓川上流にダムを建設する計画も回避された。

戦後後期には、敗戦後の混乱を克服し、平和産業である観光業を発展させるべく政府も、民間も観光業の振興に取り組みはじめ、国立公園をめぐる観光化の動きもはじまった。

直接国立公園内の観光開発も、問題になりはじめた。

富士箱根国立公園内のレジャー・観光施設の開発は、1953年に富士登山鉄道敷設計画が再燃し、廃案させたが、しかし富士山麓5合目までの道路スバルライン建設計画は、1961年に承認された。

中部山岳国立公園内の「乗鞍岳山頂車道建設」計画も、反対にかかわらず、承認されていった。

とくに戦後前期には問題にされなかった国立公園内の観光開発は、戦後後期から幾多の計画が提起され、その後計画が実現されていった。

総体的にみると、社会情勢、政治状況からみて、国立公園内の電源開発による自然破壊を原則的に一般的に阻止することができなかつたと指摘せざるをえない。国立公園行政当局は、戦後前期より自然保護への政策意欲を低減させていき、十分に自然保護政策を貫徹できなかったのである。あるいは、国立公園行政当局は、1957年からの自然公園法下の高度成長期に、国立公園内の産業開発、あるいは大々的にはじまる観光開発を阻止し、規制する体制を準備できなかったのである。

⑥ 自然公園法の制定

1957年6月に自然公園法は制定された。この法律については、1958年か

ら1971年、環境庁設立までの高度成長下の国立公園制度を考察する際に、その期の国立公園政策を規制する法体系として構造的な分析を加えることにしたい。

ここでは、二つの自然公園法についての批評をみることによってその制定の本質的意味を確認しておきたい。

かつて国立公園論争において田村剛らと真っ向から対立して彼等の国立公園論を批判した上原敬二は、1974年に出版した『自然公園論』において、戦前におもな代表的な風景地は国立公園に指定されており、「増設したくともそれは無理」であった、「そこで台頭したのが国定公園なのである。要するに国立公園に代わるといふか、補うといふか、それよりも一格低いものとされる自然公園である。」と指摘した⁽¹⁾。

すでに指摘した国立公園行政当局の説明はかなり建前的であったが、上原の指摘は、やや舌足らずであるが、「自然公園法」制定の本質を、地元の景観地を国立公園に指定して地域の観光振興を図ろうとする地域住民の要望を、国立公園に加えて、国定公園、都道府県立公園を自然公園とし制定し、総合的に提起することによって吸収しようとしたと鋭い指摘であった。

それに引き換え加藤則芳『日本の国立公園』は、「国立公園法を見直し、より発展させる意味から、一九五七年に新たに自然公園法が成立」したと指摘するだけで、自然公園法の意味がまったく無視されている⁽²⁾。

問題は、自然公園法は、果たして国立公園の自然保護規定を強めたのか弱めたのか、自然公園法は、法的に如何に産業開発とくにレジャー・観光施設の開発を促進したのか、抑制したのかである。

この問題は、高度成長期以降の国立公園制度についての考察に際して詳しく論じることになる。

注

(1) 上原敬二『自然公園』、加島書店、1974年、42頁。

(2) 加藤則芳『日本の国立公園』、2000年、平凡新書、48-9頁。

（3）国立公園協会の活動

国立公園制度を検討する場合に、国立公園協会の活動についてみておく必要がある。

戦後前期には、戦後の国立公園協会の前身となった国立公園研究会は、尾瀬保存期成同盟の組織母体となり、自然保護をおこなう国立公園行政を大きく支援することになった。

しかし1950年に国立公園協会が再建され、尾瀬保存期成同盟が国立公園協会とは別個の日本自然保護協会の設立に向かい、日本で初めて自然保護をうたった自然保護団体を結成するに及んで、戦前以来、国立公園協会が果たしてきた自然保護のための役割は、急速に失われていった。

そうした意味で、本稿の問題意識からすれば、戦後後期の国立公園協会の活動は、あまり関心事とはならない。ただし国立公園制度の動向をみるうえで、国立公園協会が発行していた雑誌『国立公園』の役割は、実に大きなものがあった。それゆえ、雑誌『国立公園』は、国立公園運動にとって大きな情報源として積極的意味をもっていたと評価できる。

ともあれ、戦後後期における国立公園協会の活動を瞥見しておこう。

1951年に入って国立公園協会の活動として注目すべきことは、国立公園議員懇話会の組織化である。その年の9月25日に、国立公園協会は、「この懇話会を通じて国会及び政府各方面に常時働きかけ、国立公園に対する認識を深め、今後の国立公園行政の飛躍的な発展を策すること」を目的にして、参議院会館において国立公園議員懇話会発起人会を開催した⁽¹⁾。

会議には、国立公園協会から田村剛理事長、森本潔常務理事、甲賀、小野の2幹事が出席し、衆議院議員植原悦二郎、船田享二、国立公園協会会長の参議院議長佐藤尚武、同副議長三木治朗が出席した。この会議では、国立公園協会会長佐藤尚武が座長となり、田村剛が国立公園議員懇話会発起人会設立の事情を説明し、また国立公園部長森本潔が、国立公園の現状

について報告し、発起人代表に参議院議員徳川宗敬を選出して、今後の方針、世話人的人選、総会の準備などを話し合った⁽²⁾。

懇話会第1回総会は、1951年10月31日に開催された。当日の出席者は、表13のとおりであった。明らかに超党派の衆参両院議員が出席していたことがわかる。国立公園に関係のある議員、三重県選出衆議院議員で、伊勢志摩国立公園指定に尽力したといわれる石原円吉、全国区選出の参議院議員で東大農学部林学卒、元内務省官僚で、国立公園協会理事の赤木正雄、

表13 国立公園議員懇話会総会出席者一覧（1951年10月31日開催）

氏名	略歴
衆議院議員	
石原円吉（自由党）	三重県選出、伊勢志摩国立公園指定に貢献
小淵光平（自由党）	群馬県選出
菊池義郎（自由党）	東京都選出
小金義照（自由党）	神奈川県選出、元農林省、商工省官僚
原田雪松（自由党）	熊本県選出、獣医師
森幸太郎（自由党）	滋賀県選出、元農林省官僚、元農林大臣
植原悦二郎（自由党）	長野県選出、元大学教授、元務大臣・内務大臣
船田享二（国民協同党）	栃木県選出、元京城大教授、元行政管理庁長官
参議院議員	
赤木正雄（緑風会）	全国区、東大農学部林業科卒、元内務省官僚、国立公園理事
石坂豊一（自由党）	富山県選出、元富山市長
石原幹二郎（自由党）	福島県選出、元内務省官僚、元福島県知事、只見川電源開発に尽力
石村幸作（自由党）	神奈川県選出、元箱根湯本温泉組合長、'50
岩崎正三郎（社会党）	栃木県選出
梅原真隆（緑風会）	全国区、仏教者
小川久義（国民協同党）	富山県選出
黒川武雄（自由党）	東京都選出、元厚生大臣、'50-51
小林政夫（緑風会）	全国区
小宮山常吉（無所属）	山梨県選出
古池信三（自由党）	岐阜県選出、元通信省官僚、元商工省電力局長
田中一？	
徳川宗敬（緑風会）	全国区、東大農学部林業科卒、農学博士、尾瀬保存期成同盟参加
平沼彌太郎（自由党）	埼玉県選出、元埼玉銀行頭取
藤野繁雄（自由党）	長崎県選出、長崎県農業会長
松原一彦（無所属）	全国区
三木治朗（社会党）	神奈川県選出、総同盟幹部
山下義信（社会党）	広島県選出、僧侶、参議院副議長（'52年）

注 『国立公園』No.25,より作成。

表14 参加者の党派別構成

院別，党派別	
衆議院	13名
自由党	81
民主党	17
社会党	10
農民共協党	2
公正クラブ	2
参議院	90名
自由党	30
民主党	12
緑風会	23
社会党	21
第一クラブ	3
共産党	1
合 計	203名

注 『国立公園』No.25,より作成。

箱根出身で箱根の国立公園指定に尽力した石村幸作，厚生大臣経験者の黒川武雄，尾瀬保存期成同盟に参加していた徳川宗敬などが注目される。

また国立公園の開発に直結していた元官僚出身の衆議院議員，元商工省官僚小金義照，元内務省官僚で参議院議員，只見川電源開発計画に尽力した石原幹市郎，元通信省官僚・商工省電力局長で参議院議員の古池信三，など開発に関心の高い政治家もいた。

表13をみればより明瞭であるが，この議員懇話会が，超党派で構成されているだけでなく，全国にわたる議員が参加しており，そこから両院議員が如何に国立公園の施設整備について強い関心をもっていたかが推察できる。

総会の目的は，元国立公園官僚，国立公園協会囑託の藤原孝夫が，経過報告で指摘しているように，「厚生省当局の施設整備は極めて小規模で昭和27年度予算は東京周辺の日光・富士箱根両国立公園にのみかたよった計画であり，それを全公園につき再検討の上，全般的に計画を大にすること」であった。

したがって総会でのおもな課題は，第1に，国立公園協会から国会議員

に国立公園についての理解を深めること、とくに現下に問題となっている「国立公園施設整備計画」について国立公園協会の独自案を提出して議員の理解を深め、計画案実現のために貢献してもらうこと、第2に、国立公園発展のために、総理大臣、厚生、運輸、建設の各大臣に「陳情書」を作成、提出することであった。

国立公園協会嘱託の藤原孝夫は、「国立公園施設整備計画」案について詳しい説明をおこなったが⁽⁴⁾、それはすでに紹介した「国立公園施設整備5ヵ年計画」と異なったより壮大なものであった。

その「国立公園施設整備計画」とは、表15に示したとおり、「国立公園終

表15 国立公園協会の国立公園施設整備計画予算案

(1951年松、単位円)

国立公園内外施設整備費総額	769億
	(内国庫補助額372億)
内訳	
厚生省直轄事業	227億
自動車道路経費	216.5億
(国庫負担3分の2, 地方負担3分の1)	
国立公園管理所関係費	0.5億
(国庫全額負担)	
他省所管国庫補助事業	235億
国立公園内の建設省関連車道	232億
(国庫補助2分の1)	
瀬戸内海の運輸省関連埠頭経費	3億
(国庫補助5分の2)	
域内のホテル等への施設設備への融資(国庫外補助)	98億
小計 国立公園内施設整備費	578億
	(国庫負担 277億)
区域外の国庫補助事業	189億
国立公園へのアクセス道路(建設省関係)	184億
瀬戸内海公園域外の授業費	5億

注 『国立公園』 vol.25, 1951年12月, 16-7頁より作成。原文の内訳の数字の総計と記事による総計は一致しない。そのままにした。

局の理想計画」であり、厚生省内の国立公園派、国立公園部の国立公園制度強化を願う推進派の意向を如実に反映したものであった。

この計画によれば、国立公園の内外関連施設整備費の総額は、769億円であり、国立公園部作成の「国立公園施設整備5ヵ年計画」総額80億円と比べて約10倍弱という「相当膨大」な額であった。

こうした膨大な計画は、厚生省国立公園部によって、なおさら国立公園審議会で討議できないままに「国立公園終局の理想計画」であった。では何故こうした計画が、国立公園協会から提起されたかのであろうか。

それは、国立公園協会が、敗戦後の混乱を克服して、政府の産業政策、とくに観光政策にそって、国立公園をレジャー・観光的に利用するための観光事業、実際は国立公園へのアクセス道路と国立公園内の道路などの建設、国立公園内の宿泊休養施設などの大々的な整備をおこない、とくに地域経済の振興をはかろうとしたことである。それは、国立公園指定を要望している各地の地方自治体、地方選出の国会議員、地方議員、中央・地方の観光関連業者の要望に応えようとするものであった。

こうした事實は、議員懇話会から総理大臣、各大臣に提出された「陳情書」⁽³⁾ に実に明瞭に示されている。少々長いが全文を紹介しておこう。

陳 情 書

わが国の国立公園は国民の熾烈なる輿望を担つて昭和九年以来逐次指定され、その数十ヶ所、面積一五八万ヘクタールに達し国土面積の四、三%を占め、その数量に於ては正に世界的水準に達し、且つ内外利用者の数は逐年増加の一途を辿り最近ではその年間総数二千万人（内、外人三十万人）に及んで世界各国に多くその比を見ない盛観を呈しているが、これ一つにその傑出する大自然風景の魅力に因るものである。而して国立公園を重要な観光対象とする国内及国際観光事業は終戦と共に漸く勃興の気運に向ひつつあるが、国際観光収入が国際貸借の上に占める位置は、欧米観光国に比べて未だ極めて低調の域を脱しないのである。

而して都市に於ける観光施設は官民の協力により漸次整備を見んとしつつあるに拘わらず、都市と国立公園その他の観光地を連絡する観光道路、就中国立公園内の公園道路その他宿泊休養施設に至つては殆んど見るべき発展なく、既往に於ける国立公園関係予算に対する国家の助成状況を以て推移するならば内外人に対して国立公園本来の厚生文化的使命を果しうる程度に整備されることは、全く予想もつかぬ状態である。かくては日本が最も誇りとする世界的観光資源を徒らに死蔵し、これが活用を永く阻止する結果となり国民文化の向上、国際親善並に外貨獲得等国家の重要政策を誤り、殊に窮迫せる昨今の国家財政を緩和する有力な施策を無視することとなり、われわれ同志の最も遺憾とする所である。因つて政府はまず国立公園計画に準拠して国立公園内外に亘る諸般の施設、殊に自動車道路の整備を根幹として重点的に国立公園の面目を一新するに足るべき予算措置を講ぜられるよう茲に国立公園議員懇話会の決議を以つて陳情する次第である。

昭和二十六年十一月

国立公園議員懇話会

世話人総代 徳川 宗敬

世 話 人 石原幹市郎

植原悦二郎

一松 定吉

船田 享二

三木 治朗

みられるとおり、陳情書で強調されていることは、何より第1に、国立公園の観光事業化であり、第2に、そのために国立公園内外の道路網の整備、宿泊休養施設の整備であった。陳情書においては、国立公園内の自然保護に関して一言も言及されていない。

国立公園協会は、各地の国会議員に呼びかけて公共投資をもって、国立

公園のレジャー・観光施設を大幅に開発しようと努めていることがわかる。この時期に国立公園内に自然保護問題が存在しなかったわけではない。国立公園協会は、尾瀬保存期成同盟やその後の日本自然保護協会に自然保護運動を任せて、もっぱら国立公園の国民的な利用のための運動をいわば分業的にすすめていることがわかる。

こうした国立公園のレジャー・観光事業化がすすめば、また自然保護を無視した開発がすすめば、そこに観光化による国立公園内の自然が破壊されるという問題を生み出すことになる。この問題は、産業開発による自然破壊とあわせて、次節で詳論することになる。

注

- (1) 『国立公園』No.25, 1951年12月, 16頁。
- (2) 『国立公園』No.24, 1951年11月, 30頁。
- (3) 同上, 30頁。
- (4) 前掲『国立公園』No.25, 17頁。